



平成21年6月8日

システムインテグレータの登録、特定システムオペレーション 企業等の認定について

経済産業省では、「情報処理サービス企業等台帳に関する規則」第9条に基づき、平成21年3月26日付けで平成20年度システムサービス企業を登録しました。また、「特定システムオペレーション企業等認定規程」第4条に基づき、平成21年3月26日付けで平成20年度特定システムオペレーション企業等を認定しました。

1. システムインテグレータの登録

(1) システムインテグレータの登録について

経済産業省では「情報処理サービス企業等台帳に関する規則」第9条に基づき、平成21年3月26日付けで平成20年度システムサービス企業を登録しました。平成20年度は、平成20年11月4日から28日までに申請を受け付けた242社を審査し、234社を登録したものです。これで平成19年度の登録企業を合わせ、総数は452社となりました。登録企業については、情報処理サービス企業台帳に企業の概要が掲載されます。

(2) 登録制度の概要

登録制度は、システムインテグレーションサービスを的確に遂行できる経理的基礎、技術的能力、システムインテグレーションサービスの実績を備えている企業を登録する制度であり、登録の有効期間は2年間です。

登録に関する事務は、各経済産業局（沖縄においては沖縄総合事務局）が行っています。

(3) その他

平成21年度は、現時点では、平成21年11月を目途に申請を受け付け、平成22年3月末を目途に決定する予定です。

2. 特定システムオペレーション企業等の認定

(1) 特定システムオペレーション企業等の認定について

経済産業省では「特定システムオペレーション企業等認定規程」第4条に基づき、平成21年3月26日付けで平成20年度特定システムオペレーション企業等を認定しました。平成20年度は、平成20年11月4日から28日までに申請を受け付けた13社を審査し、13社を認定したものです。これで平成18年度及び平成19年度の認定企業を合わせ、総数は60社となりました。認定企業等については、情報処理サービス企業台帳に企業の概要が掲載されます。

(2) 認定制度の概要

本認定制度は、情報システムの利用者から、情報システムの総合的な管理・運用の委託を受け、自己の事業所内にある電子計算機により、情報システムの管理・運用を一括して長期間行う事業の実施に伴う投資の円滑化を図るとともに、ユーザーの情報化投資に当たっての便宜に資するために、平成6年度に設けられたもので、特定システムオペレーションサービスを的確に遂行できる安全対策、経理的基礎、技術的能力、特定システムオペレーションサービスの実績を備えている企業等を認定する制度です。登録の有効期間は3年間です。

登録に関する事務は、各経済産業局（沖縄においては沖縄総合事務局）が行っています。

(3) その他

平成21年度は、現時点では、平成21年11月を目途に申請を受け付け、平成22年3月末を目途に決定する予定です。

3. 連絡先

北海道経済産業局地域経済部情報政策課	011(700)2253
東北経済産業局地域経済部情報・製造産業課	022(221)4903
関東経済産業局地域経済部情報政策課	048(600)0282
中部経済産業局地域経済部情報政策課	052(951)0560
近畿経済産業局地域経済部情報政策課	06(6966)6015
中国経済産業局地域経済部参事官（電子情報産業担当）	082(224)5630
四国経済産業局地域経済部地域経済課情報政策室	087(811)8513
九州経済産業局地域経済部情報政策課	092(482)5440
内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課	098(866)1730
経済産業省商務情報政策局情報処理振興課	03(3501)2646

4 . その他

その他、本制度に関する詳細は、下記 URL をご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/si_so/index.htm

(本発表資料のお問い合わせ先)

商務情報政策局情報処理振興課長 八尋 俊英

担当者：豊田、柳橋

電 話：03 - 3501 - 1511 (内線 3971)

03 - 3501 - 2646 (直通)

登録・認定企業については下記 URL よりご覧ください。

<http://www.meti.go.jp/press/20090608001/20090608001.html>